職長・安全衛生責任者教育のご案内

労働安全衛生法第60条では、新たに職務に就くことになった職長等に対して、事業主は一定の 安全衛生教育を実施しなければならないとされています。

新に職長に就く予定の方、職長になられた方及び監督者を対象にリスクアセスメント、監督・指示の方法、 作業設備・作業方法の改善、異常時の措置等、職長に必要な安全衛生教育を実施いたします。 建設業等に対して、安全衛生責任者制度が設けられ、安全衛生責任者に対して、安全衛生教育を 行うよう求められています。

1 講習年月日

第1回	令和7年4月24日(木),25日(金)
第2回	令和7年7月24日(木),25日(金)
第3回	令和7年10月15日(水),16日(木)
第4回	令和8年1月15日(木),16日(金)

2 会場

県立久留米高等技術専門校内人材開発センター 住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
会員	10,950	1,650	12,600
非会員	13,850	1,650	15,500

4 申込必要書類 ①申込書

- ②記載事項確認書類

自動車運転免許証、マイナンバーカード、6カ月以内の住民票、在留カード等いずれかのコピー

5 申込方法 申込必要書類をそろえて久留米労働基準協会へFAX、郵送又はご持参ください。

6 振込先 受講料は、下記口座へ1週間前までにお振込ください。

振込手数料は、受講者負担でお願いします。

筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709

口座名 久留米労働基準協会

7 定員 40名

8 申込締切日 講習の2週間前

9 受講票 講習日の2週間前位にFAXいたします。FAXない方は郵送いたします。

講習1週間前になっても届かない場合は、必ずご連絡ください。

10 講習内容及び 予定時間

講習内容	予定時間
作業方法、労働者の配置、指導又は監督の方法、設備及び作	
業場の保守管理、異常時等の措置、労働災害防止活動、リスク	8:50~17:25
アセスメント、OSHMS他、グループ演習	8:50~17:25
職長・安全衛生責任者の職務等、統括安全衛生管理の進め方	

11 その他 詳細につては、「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。

12 お問合せ 久留米労働基準協会

お申込先 住所 久留米市篠山町6-381-1

> TEL 0942-34-5531 FAX 0942-35-2060

E-mail k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp